

平成 30 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）

平成30年第1回定例会

富良野市議会会議録

平成30年3月1日(木曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 4号 市有財産について
調査第 5号 地域医療の実態について
調査第 3号 公営住宅について
都市事例調査
- 日程第 2 議案第 8号(平成29年第4定) 富良野市債権管理条例の制定について
- 日程第 3 監査委員報告(例月出納検査結果報告 平成29年度11月分、12月分)
(定期監査報告)
(財政援助団体監査報告)
- 日程第 4 議案第 39号 富良野市監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 40号~第 62号 富良野市農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分報告(自動車事故の損害賠償及び和解について)
- 日程第 7 議案第 20号 富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号~議案第 19号、議案第 21号~議案第 38号(提案説明)
- 日程第 9 予算特別委員会設置

出席議員(15名)

議長	9番	日里雅至君	副議長	8番	天日公子君
	1番	大栗民江君		2番	宇治則幸君
	3番	石上孝雄君		4番	萩原弘之君
	5番	岡野孝則君		6番	今利一君
	7番	岡本俊君		10番	佐藤秀靖君
	11番	水間健太君		12番	関野常勝君
				14番	後藤英知夫君
	15番	本間敏行君			
	17番	黒岩岳雄君			

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登芳昭君
総務部長 若杉勝博君
保健福祉部長 鎌田忠男君
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君

副市長 石井隆君
市民生活部長 長沢和之君
経済部長 原正明君
建設水道部長 吉田育夫君
総務課長 高田賢司君
企画振興課長 西野成紀君
教育委員会教育長 近内栄一君
農業委員会会長 東谷正君

農業委員会事務局長 佐藤正義君
監査委員事務局長 佐藤清理君
公平委員会事務局長 佐藤清理君
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

選挙管理委員会委員長 堀川真理君

事務局出席職員

事務局 長 川崎隆一君
書記 佐藤知江君

書記 今井顕一君
書記 倉本隆司君

午前10時00分 開議
(出席議員数15名)

開 議 宣 告

議長(日里雅至君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(日里雅至君) 本日の会議録署名議員には、
岡 本 俊 君
水 間 健 太 君
を御指名申し上げます。

日程第1

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査
報告

議長(日里雅至君) 日程第1、前会より継続調査の
所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議
題といたします。

順次、委員会の報告を求めます。

最初に、調査第4号、市有財産について。

総務文教委員長石上孝雄君。

総務文教委員長(石上孝雄君) -登壇-

おはようございます。

総務文教委員会より、調査第4号、市有財産について
の調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、
主に未利用財産の利活用の現状について着目し、今後、
未利用財産をどのように管理し、利活用または処分して
いくのか、現状と課題について担当部局より説明を受け、
現地確認を行いながら調査を進めてまいりました。

平成18年6月に策定された富良野市未利用財産利活用
基本方針における今後の未利用財産の利活用の基本的な
考え方については、財産の公平、公正で有効な活用を図
る観点から、以下の4点が挙げられております。

1番目に、未利用財産の利活用方針の明確化と積極的
な市民への公表、2番目に、不用財産の積極的な民間へ
の売却、3番目に、民間への貸し付けによる有効活用、
4番目に、公共団体等に対する公共の用への利用処分の
優先。

土地や建物などの市有財産については、市民共有の財
産であることから、市が行政目的で公共の福祉のために
利用することとなりますが、未利用財産については、維
持管理経費の節減や住民サービスの財源確保の面からも、
貸し付けや売却処分等による積極的な有効活用が望まし

いところであります。

本市においては、公有財産の有効的な利活用を図るた
め、用途廃止などにより未利用になった財産の利活用方
針を検討するための富良野市公有財産利活用検討委員会
が設置され、調査の結果を市長に報告することとなっ
ており、財産処分をするに当たっての価格決定は、富良
野市公有財産価格評定委員会において調査、報告し、決
定されております。

本委員会では、担当部局との意見交換、市内の現地調
査を行い、富良野市未利用財産利活用基本方針の基本的
な考えに基づき、利活用が進められているか、議論を重
ね、今後の未利用財産の有効的な利活用に向け、次の5
点について意見の一致を見たところであります。

1、規模の大きい土地の利活用は、災害時の避難場所
として備えるなど、防災上の観点も考慮すべきと考え、
全体のまちづくりを見据え、事前に市民からの意見を募
集するなど、さまざまな視点から総合的に検討されたい。

2、未利用財産の公平で公正な利活用を図られると
ともに、利活用に至った検討の経過等について公表する
など、透明性の確保に努められたい。

3、未利用財産に関する情報の公表については、未利
用財産が所在する各地域の住民へ広く周知するなど、積
極的な情報の周知に努められたい。また、未利用財産の
有効活用を促すためには、単に貸し付けする、売却する
ということだけではなく、それに関連する支援制度等も
あわせて周知するよう努められたい。

4、現在の富良野市未利用財産利活用検討委員会は、
市職員のみで構成されているため、民意が反映されるよ
うな仕組みをつくるとともに、今後の検討委員会の構成
について検討されたい。

5、現在、使用されていない行政財産については、維
持管理費の節減、防犯上の問題からも、各部署は連携し
て今後の方針を検討、行政目的のないものは速やかに普
通財産へ分類がえを行うなど、有効利用を図られたい。

この事務調査報告の全文につきましては、市議会ホ
ムページにも掲載しておりますので、ごらんください。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの事務調
査報告といたします。

議長(日里雅至君) ただいまの報告に関し、御発言
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) ないようですので、以上で総務
文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、地域医療の実態について。

市民福祉委員長宇治則幸君。

市民福祉委員長(宇治則幸君) -登壇-

おはようございます。

市民福祉委員会から、平成29年第4回定例会において

許可を得ました調査第5号、地域医療の実態について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、富良野市における医療体制の現状を把握し、直面している課題と市の対策について調査を進めてきたところであります。

道内の2次医療圏21圏域のうち、富良野圏域の10万人当たりの医師数は5番目に少なく、全道平均の50%程度であります。特に、この圏域を支える地域センター病院においては、内科医、産婦人科医が不足し、眼科、麻酔科、皮膚科では医師が不在となり、市は、病院と連携し、医師確保対策を進めております。また、救急医療は、その拠点を地域センター病院に一元化してきているところであります。

これらのことから、委員会では、今後も安定した医療体制を確保し、市民が富良野市で安心して生活ができるようにするため、1、地域医療を守るという市の姿勢や取り組みについて、2、地域センター病院と市や市民のかかわりについての2点に意見が集中したところであります。今後は、これらの点についてさらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

議長（日里雅至君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する委員会報告は中間報告であり、継続調査を要することであり、

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第3号、公営住宅について。

経済建設委員長岡本俊君。

経済建設委員長（岡本俊君） -登壇-

おはようございます。

経済建設委員会より、調査第3号、公営住宅についての調査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出を求め、公営住宅の現状と富良野市公営住宅等長寿命化計画について説明を受けるとともに、市内の公営住宅の現地調査を行い、さらに、都市事例調査により、他の自治体における先進事例の調査を行ってきたところであります。

公営住宅制度は、終戦後における住宅不足解消を目的

として、昭和26年5月に公営住宅法が制定されました。入居者の収入や住宅の便益に応じた応能応益家賃制度の導入、高齢者、障がい者等に対する入居収入基準の緩和、民間住宅の借り上げ、買い取り方式の導入など、制度改正が行われてきました。

本市では、平成15年3月に富良野市住宅マスタープランを、平成23年3月に公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅のストック形成を進めてきました。平成29年3月末現在で、道営住宅、市単独建設住宅を含め、20団地723戸、地区別の管理戸数は、富良野地区613戸、山部地区92戸、東山地区18戸となっております。

公営住宅を建築年代別に見ると、昭和40年代が261戸、昭和50年代が178戸、昭和60年から平成6年が52戸、平成7年から平成18年が232戸と、昭和50年代までに建築されたものが6割を占めております。

入居者の募集状況については、現在、年間5回の募集期間を設け、平成28年度の入居者募集と抽せん状況は、42戸の募集に対し、252世帯が抽せんに参加し、平均6倍の倍率になっております。建築年数が比較的新しく条件がよい住宅では約10倍から20倍と、公営住宅に対する需要の高さが認識できます。

抽せん時における優遇措置として、高齢者、障がい者、母子・父子世帯があります。あわせて、連続落選者への加算制度もあり、本来の抽せんを加え、最大5回の抽せんを行うことができます。

入居に際しては、世帯構成などに応じた収入月額が15万8,000円以下であることが条件となります。平成27年度末の収入階層では、第1階層が82.4%です。入居者の9割以上がおおむね低額所得者であり、公営住宅の目的である低額所得者への住宅供給がおおむね果たされていることが確認できました。

市営住宅の現地調査では、緑町団地、しらかば団地(道営)、北の峰西団地の各住戸を調査し、住居内の間取り、壁・床の状況、水回り・電気・水道設備の状況などの確認を行いました。あわせて、住棟内の共用部分、物置、自転車置き場などの現況を確認し、周辺環境と町内会活動の様子を調査したところであります。

委員会では、入居者の選考方法と所得階層、長寿命化計画の進捗状況、住環境の改善、既存住宅のバリアフリー化、団地内のコミュニティー形成、公営住宅のあり方などについて意見が出されましたが、次の4点について意見の一致を見たところであります。

1点目として、入居者の選考制度であります。

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者については、居住の安定確保が求められていることから、優先入居の検討が必要であるとの意見が出されました。特に、住居の安定を図る必要性のある世帯への抽せん回数加算が行われておりますが、住居困窮度合いの指

標となる居住水準、家賃負担等の項目について、点数で評価するポイント方式を検討していく必要があるとの意見が出されたところであります。

2点目に、住宅のバリアフリー化であります。

長寿命化計画では、今後の高齢化に対応するため、バリアフリーへの対応、介護のしやすい仕様、設備への配慮が記載されておりますが、それとあわせて、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた住宅建設が求められております。

3点目は、既存民間賃貸住宅の借り上げ制度の活用であります。

長寿命化計画では、将来の目標とする住宅戸数を平成32年度に681戸、平成42年度に492戸とし、今後、更新時期を迎える住宅が大量に発生することが予想されます。同時期に建設を行うには膨大な費用が必要となり、財政的な制約が伴うことから、直接建設における初期投資を抑える方法として、借り上げによる住宅供給が考えられます。借り上げ型のメリットとして、直接建設方式と比較した場合、土地の取得費、建設費用等の初期投資を必要とせず、供給が可能となることが挙げられます。市街地における民間住宅の借り上げにより、本市が推進するまちなか居住にも寄与でき、地域活性化に結びつくと考えられます。

4点目は、次期長寿命化計画の策定に向けた検証と意見反映であります。

現行の計画期間は、平成33年3月に終期を迎えます。近年、多様化する住宅確保要配慮者への対応が求められており、高齢者世帯や子育て世帯に向けた住宅確保が議論されました。次期計画の策定に当たっては、複合的、総合的な視点での検証と意見反映、建設コストを試算した上での展望が必要であります。

以上のように議論を交わしたところでありますが、特に意見の集中した4点について意見を付し、今後の公営住宅政策の推進に当たり、方策の一助として反映されるよう期待しているところであります。

記として、1点目は、入居選考におけるポイント制導入に向けた調査検討、2点目は、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅建設の推進、3点目は、既存民間賃貸住宅の借り上げ制度の調査研究、4点目は、富良野市公営住宅長寿命化計画の次期策定に向けた検証と反映であります。

以上、経済建設委員会の報告といたします。

議長（日里雅至君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、経済建設委員会の報告を終わります。

次に、都市事例調査について。

議会運営委員長黒岩岳雄君。

議会運営委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、議会運営に関する調査として、東京都町田市議会の議会改革活性化の取り組みについて、埼玉県飯能市議会におけるタブレット端末の導入と活用について、それぞれ先進地事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

町田市議会の議会改革は、平成10年、開かれた議会の実現を目指し、全員協議会及び議案説明会の原則公開、傍聴人受付簿を廃止して傍聴券の交付のみとするなど、議会を傍聴しやすい環境を整備することから取り組まれてきました。議会改革の特徴的なものとして、請願者の意見陳述と議員間討議の導入、議決の拡大、高校生との意見交換会の開催、ICTの活用及びタブレット端末の導入などがあります。また、傍聴席については、車椅子席や防音対策がされた親子傍聴室が設置されるなど、傍聴しやすい環境が整備されておりました。

町田市議会は、基本条例を定めていないものの、時代背景に合わせ、開かれた議会の実現を目的としてぶれることなく推進されており、取り組みには試行期間を設けるなど、課題の見直しも含め、市民本位の議会のあり方を追求しながら改革が進められておりました。また、町田市議会議員36名のうち9名が女性議員で、会議規則に規定している欠席の届け出の理由を、これまでの事故のためから、疾病、看護、介護、出産その他の事故のために改正し、その後は育児を加えており、本市議会においても、今後を見据え、会議規則等の改正に取り組む必要性を感じました。

本市議会においては、条例の作成等、議員の資質向上に向けたさまざまな取り組みを行いながら現在に至っておりますが、個々の対応をさらに深め、議会活性化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、飯能市議会におけるタブレット端末の導入と活用について。

タブレット端末をいち早く導入した背景には、飯能市が平成14年7月に環境マネジメントシステム、ISO14001を導入し、環境に配慮した活動を推進した中、東日本大震災の発生により、議会でも節電や節約など環境を意識したことにあります。

平成23年11月から、議会改革検討委員会にてICT活用による議会改革が推進され、全員協議会でのペーパーレス化、議員内の情報伝達、危機管理上の緊急連絡などにタブレット端末を有効活用することが検討され、平成

24年度よりタブレット端末の導入、平成28年度には、端末の変更とクラウド型文書共有システムの導入が行われております。議会改革の柱として始まった取り組みは、議会の情報公開はもとより、議員の資質向上にもつながっており、事務局にデータベースを置きながら書籍に重点を置いたクラウドシステムについては、情報の共有と議論の深掘りをする上でも導入に向けた検討が必要であると感じたところであります。

全国の議会の中でタブレット端末導入の先進地である飯能市においても、全議員が使いこなしているわけではなく、ICT機器の取り扱いが苦手な議員がいる中でも積極的に利活用し、とにかく使ってみること、そして、徐々に操作になれることにより有効利用につながることがわかり、本市議会がタブレット端末の導入を検討し、今後の課題を解決するための考え方について大いに参考となりました。

両市の先進地事例を調査し、総括として、時代が変わりつつある中、議会がいかに世論を把握し、また、執行部の事業推進に向けた取り組みの趣旨を十分に理解した上で、最良の判断をするために議論し、結論づけていく過程で、情報の共有化とICTの有効利用は不可欠なツールであると感じました。ICTの利活用について、町田市、飯能市の両市に共通していることは、執行部も積極的な利活用を行っていること、ICTの利活用によるメリットをきちんと数値化し、効果として見えるようにしていること、まずは試行し、それから課題解決に取り組んでいる点であります。

今回は、議会改革、活性化の取り組み及びタブレット端末の導入と活用について調査を行いました。いずれも市民に開かれた議会、民意を酌む仕組みのある議会運営を目的として取り組まれており、本市議会においても、全議員がその目的を共有した上で議会改革、活性化を進める必要があり、いま一度、全議員で再確認する機会を設けることも必要であると感じたところであります。

報告書の全文につきましては、市議会ホームページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、議会運営委員会の都市事例調査報告を終わります。

議長（日里雅至君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、以上で議会運営委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第2

議案第8号（平成29年第4定） 富良野市債権管理条例の制定について

議長（日里雅至君） 日程第2、前会より継続審査の議案第8号、富良野市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長石上孝雄君。

総務文教委員長（石上孝雄君） -登壇-

総務文教委員会より、平成29年第4回定例会において付託されました議案第8号、富良野市債権管理条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本条例は、富良野市が保有する水道料、公共施設の使用料、貸付金の償還金などの債権について、債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権の分類に応じた司法手続及び徴収債権の取り扱いを明確にするために制定しようとするものです。

債権の分類については、税金等の強制徴収可能な公債権以外に、自力執行権がないため強制徴収することのできない学童保育センター利用料などの公債権、公営住宅使用料などの私債権があります。

富良野市では、昭和44年に富良野市公法上の収入徴収に関する条例、また、使用料条例や手数料条例、市税条例等に基づいて債権の管理を行ってきており、私債権においては、平成24年に富良野市私法上の債権の放棄に関する条例を定めたところであります。それぞれの債権により管理内容が異なり、発生の原因、時効、債権の回収方法など各部署において手続が異なるため、市税等収納対策プロジェクト会議の中で情報交換に努めながら手続を行ってまいりました。

本委員会では、担当部局に本条例に関する資料の提出と説明を求め、延べ4回の委員会を開催し、本条例を制定することにより、本市の債権が適正に管理され、各債権の統一した取り扱い、公平性が保たれる内容であるか、審査を行ってまいりました。

条例審査においては、各委員から、債権に関する個人情報管理、担当部署間の連携、情報の共有、債権の放棄、納税者に対する公平・公平性について意見が出されました。特に情報の共有の部分については、守秘義務があるため、共有できる情報と共有できない情報の明確化を図り管理すること、また、将来に向けて、個別に管理されている債権情報の一括管理についての協議、債権管理条例が制定された後のチェック体制、市民負担の公平・公正性について確保されるよう努めていただきたいとの意見が出されました。

本委員会では、本条例の制定により債権管理の手順を統一化し、全職員が共通認識を持って、法令に基づき、確実な回収に努めるという基本姿勢を明確にするとともに、市民負担の公平性の確保と債権管理の適正化を進める上で必要な条例であるとの意見の一致を見たところで

あります。

協議の結果、全会一致により、富良野市債権管理条例の制定については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審議内容及び結果を申し上げまして、総務文教委員会からの付託審査報告といたします。

議長（日里雅至君） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 監査委員報告

議長（日里雅至君） 日程第3、監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成29年度11月分、12月分の2件及び平成29年度定期監査報告、財政援助団体監査報告であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第4

議案第39号 富良野市監査委員の選任について

議長（日里雅至君） 日程第4、議案第39号、富良野市監査委員の選任についてを議題といたします。

（5番岡野孝則君、退場）

議長（日里雅至君） 提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

議案第39号、富良野市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

富良野市監査委員のうち、議会議員から選出されておりました渋谷正文氏は、平成30年1月31日をもって退職いたしましたので、その後任として岡野孝則氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に

基づき、議会の同意を求めます。

なお、岡野孝則氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（日里雅至君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任について同意することに決しました。

（5番岡野孝則君、入場）

日程第5

議案第40号から議案第62号 富良野市農業委員会委員の任命について

議長（日里雅至君） 日程第5、議案第40号から議案第62号までの富良野市農業委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第40号から議案第62号、富良野市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正により、平成28年4月1日以降に任期満了を迎える農業委員会委員の選出方法が、これまでの公選制及び議会・農業団体推薦による選任制から、公募選任により議会の同意を得て市長が任命する方法へと変更になったことによるものであります。

現富良野市農業委員会委員は、平成30年3月31日をもって任期満了となることから、富良野市農業委員会委員選任に関する規則の規定に基づき、平成29年11月27日から同年12月25日の期間、公募を行った結果、定数と同数の23名の応募があり、富良野市農業委員会候補者選考委員会への諮問の結果、適任であるとの答申を受けましたので、新たな富良野市農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、富良野市農業委員会委員予定者23名の経歴につ

きましては、別紙の経歴書のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（日里雅至君） これより、本件23件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、以上で本件23件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件23件の任命について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件23件は、任命に同意することに決しました。

日程第6

報告第1号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）

議長（日里雅至君） 日程第6、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る2月16日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

本件は、平成30年1月1日、島ノ下、ハイランドからの駐車場内において、市が富良野市公衆浴場確保対策事業として運転業務を委託しているふらのバス職員が運転する利用者送迎用バスが、帰りの利用者に乗せ、旧路線バス発着場で転回しようとしたところ、施設利用者の自家用車が駐車していたため、施設奥側の従業員駐車場で転回を行いましたが、後方不注意により、ハイランドからの従業員の駐車車両に接触事故を起こし、バンパー、左ヘッドライト、左フェンダー等に損傷を与える事故が発生したものでございます。

車両の損害金は、左フェンダー等の車両修理代に代車料を含め、40万9,730円でございます。

この事故は、方向転換時における後方への注意不足による駐車中の車両に対するもので、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を40万9,730円とし、2月16日に

示談を交わしております。

幸い、今回の事故においては、乗車中の利用者や相手方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。施設管理者と協議し、送迎用バスの転回場所の確保に努めるとともに、委託業者に対して運転従事者の安全運転の徹底を指示し、公用車の安全運行に努めてまいります。

議長（日里雅至君） 本件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） ないようですので、本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第7

議案第20号 富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

議長（日里雅至君） 日程第7、議案第20号、富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

議案第20号、富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により、介護保険法の一部が改正され、これまで、北海道が、厚生労働省令の基準をもとに、居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等の条例を定め、居宅介護支援事業者の指定を行っていたものが、平成30年4月1日より指定権限が市町村へ移管されることから、事業者を指定する際の人員の運営に関する基準等を定める条例を制定し、居宅介護支援事業者の指定を行おうとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1章は、総則で、第1条は、条例の趣旨、第2条は、用語、第3条は、申請者の要件、第4条は、居宅介護支援事業の基本方針の規定でございます。

第2章は、人員に関する基準で、第5条は、従業員の員数、第6条は、管理者に関する基準の規定でございます。

第3章は、運営に関する基準で、第7条は、居宅介護支援事業者の利用者に対する内容及び手続の説明及び同意に関する規定でございます。第8条は、居宅介護支援の提供拒否の禁止、第9条は、サービスの提供が困難な際の対応に関する基準の規定でございます。第10条は、受給資格等の確認、第11条は、要介護認定の申請に係る援助、第12条は、身分を証する書類の携行、第13条は、利用料等の受領、第14条は、保険給付の請求のための証明書等の交付に関する規定でございます。第15条及び第16条は、居宅介護支援を行う際の基本取扱方針及び具体的取扱方針に関する規定でございます。第17条は、法定代理受領サービスに係る報告の規定でございます。第18条は、利用者に対する居宅サービス計画書等の書類の交付、第19条は、利用者に関する市町村への通知に関する規定でございます。第20条から第30条は、管理者としての責務、運営に関する規程、勤務体制の確保、設備及び備品、従業員の健康管理、重要事項の掲示、利用者等に関する秘密保持、事業所の広告、利益收受の禁止、苦情処理の対応、事故発生時の対応等、事業所を運営する上での基準に関する規定でございます。第31条は、会計区分の扱いに関する規定でございます。第32条は、記録の整備と保存期間に関する規定でございます。

第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準で、第33条は、基準該当居宅介護支援の事業についての準用及び読みかえ規定でございます。

第5章は、雑則で、第34条は、委任規定でございます。条例の施行日は、平成30年4月1日からとし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日からとしようとするものでございます。

なお、経過措置として、第6条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、介護支援専門員を同条第1項の管理者とすることができることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（日里雅至君） お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長の報告のとおり精査を要しますので、市民福祉委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、市民福祉委員会に付託することに決しました。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第8

議案第9号から議案第19号、議案第21号から議案第38号（提案説明）

議長（日里雅至君） 日程第8、議案第9号から議案第19号及び議案第21号から議案第38号まで、以上29件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第9号、平成29年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1億1,471万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億2,554万円にしようとするものと、繰越明許費3件、債務負担行為の補正で追加2件、変更1件、地方債の補正で廃止1件、変更12件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

30ページ、31ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、議員報酬等236万7,000円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、土地売払収入及び企業振興促進基金解約分を積み立てる財政調整基金積立金、ふるさと応援寄附金より経費を差し引いた分を積み立てるふるさと応援基金積立金、各基金利子を積み立てる利子積立金、ふらの広報ページ数の増加による文具・消耗器材及び印刷代、コピー機の増設及び枚数の増加による器具借上料、燃料費等の高騰による庁舎及び東山支所の暖房、公用車燃料の燃料及び光熱水費、老齢布地区100周年記念誌発行事業補助金の追加、各事務事業の確定及び執行見込みによる減額、4項選挙費で、市長及び市議会議員選挙に係る事務経費、文具・消耗器材及び印刷代の追加、衆議院議員選挙費の執行残及び選挙管理委員会費の執行見込みによる減額、5項統計調査費で、諸統計調査費の執行見込みによる減額、差し引きいたしまして1,357万4,000円の減額でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、社会福祉基金利子積立金、需要増による外出支援サービス助成金、配食サービス事業委託料、養護老人ホーム寿光園暖房機の制御基盤補修による施設修繕料、障がい福祉サービス利用者の利用頻度の増加に伴う障害福祉サービス費、平成28年度の生活困窮者自立相談支援事業費等負担精算返還金の

追加、各事務事業の執行見込みによる減額、2項児童福祉費で、おむつ券交付事業におけるおむつ券印刷の文具・消耗器材及び印刷代、平成28年度の障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金、幼稚園児数の増及び公定価格の改定による子ども子育て支援給付事業に係る施設型教育給付金、対象児童数の増による多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金の追加、各事務事業の執行見込みによる減額、3項生活保護費で、平成28年度的生活保護費負担金精算返還金の追加、扶助費の財源振替、差し引きいたしまして3,686万3,000円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、圏域5市町村で取り組む地域センター病院産婦人科医師確保対策補助金、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業に要する燃料及び光熱水費の追加、各事務事業の執行見込みによる減額、2項清掃費で、リサイクルセンター運営管理に要する燃料及び光熱水費の追加、各種分析委託料の減額、3項水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして31万円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成事業費、農業次世代人材投資事業費、緑峰高校農業特別専攻科学生確保対策事業費、農業競争力基盤強化特別対策事業費の執行見込みによる減額、2項林業費で、有害鳥獣駆除事業交付金の執行見込みによる減額、合わせまして791万3,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、公設地方卸売市場事業特別会計繰出金、企業振興促進基金利子積立金、観光公園管理に係る燃料及び光熱水費、サンライズパーク整備事業に係る支障物件移転補償費の追加、太陽の里ふれあいの家ボイラー改修工事費の確定による減額、差し引きいたしまして3,752万円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、土木機械費の財源振替、2項道路橋梁費で、道路除雪費の財源振替、事業費の確定による西8条2道路改良舗装事業費、東2条1道路改良舗装事業費、市道橋長寿命化事業費の減額、橋梁新設改良費の財源振替、4項都市計画費で、事業費の確定による東雲通道路改良舗装事業費、公園施設長寿命化事業費の減額、5項住宅費で、道の事業調整に伴う公営住宅建設事業費の追加、差し引きいたしまして1億5,704万1,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、子どもと親の相談員報酬、寄附金を積み立てる育英基金積立金、貸付金返還額の増に伴う育英基金返還金積立金、特別支援教育推進事業に係る器具購入費の追加、道事業の採択決定による適応指導事業費に係る委員報酬、執行見込みによる高等学校バス通学費補助金、育英基金貸付金、特別支援教育推進事業費に係る臨時事務員賃金の減額、2項小学校費で、除排雪業務委託料、教育用パソコンプリンターの器具購入費、対象者の増による特別支援教育就学奨励費

(小)の追加、執行見込みによる第3子以降多子世帯就学助成事業に係る多子世帯入学準備助成金の減額、3項中学校費で、除排雪業務委託料の追加、執行見込みによる就学援助費(中)、特別支援教育就学奨励費(中)、遠距離通学費補助金の減額、4項社会教育費で、図書館暖房の燃料及び光熱水費、生涯学習センターの除排雪業務委託料の追加、執行見込みによる教育バスの自動車借上料の減額、差し引きいたしまして1,064万6,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、人事院勧告による勤労手当の増等に伴う各種手当、組合負担率の改定による市町村職員共済組合負担金などの追加、中途退職者及び人事異動などによる一般職給料、市町村職員退職手当組合負担金などの減額、差し引きいたしまして817万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、個人市民税所得割831万2,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、児童デイサービス事業利用者負担金1万8,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、2項手数料で、看護専門学校の入学検定料26万円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子ども子育て支援給付負担金、生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、児童扶養手当支給費負担金、児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、地域住宅交付金、防災・安全交付金の追加、子ども子育て支援交付金、母子家庭等自立支援給付事業補助金、地域生活支援事業費補助金、障害者総合支援事業費補助金、雪寒指定路線除排雪事業交付金、市道橋長寿命化事業交付金、扇山橋架換事業交付金の減額、合わせまして3,904万2,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、権限移譲事務交付金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金の追加、児童手当負担金の減額、2項道補助金で、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金の追加、重度心身障害者医療給付事業補助金、子ども子育て支援交付金、地域生活支援事業費補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、農業委員会活動促進事業補助金、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金の減額、3項委託金で、衆議院議員選挙委託金、諸統計調査委託金、北海道統計調査員確保対策事業委託金の減額、差し引きいたしまして1,037万7,000円の減額でございます。

17款財産収入は、1項財産運用収入で、各基金利子の追加、2項財産売却収入で、土地売却収入、車両売却収入

入、立木売払収入の追加、合わせまして930万9,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金及び育英事業費寄附金1,700万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、ふるさと応援基金繰入金、企業振興促進基金繰入金の追加、財政調整基金繰入金、育英基金繰入金の減額、差し引きいたしまして2,538万7,000円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入、看護職員養成修学資金貸付金収入の追加、5項雑入で、農業者年金事務委託手数料、いきいきふるさと推進事業助成金の追加、社会及び労働保険料、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減額、差し引きいたしまして112万3,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、農業生産基盤整備事業債、サンライズパーク整備事業債、DMO拠点整備事業債、東2条1道路改良舗装事業債、公営住宅建設事業債の追加、防災放送設備整備事業債、土木機械整備事業債、西8条2道路改良舗装事業債、春日錦町道路改良舗装事業債、扇山橋架換事業債、東雲道路改良舗装事業債、公園施設長寿命化事業債の減額、差し引きいたしまして7,770万円の追加でございます。

戻りまして、6ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、サンライズパーク整備事業につきましてはDMO拠点整備事業とともに継続した事業展開を図るため、公営住宅長寿命化事業及び公営住宅建設事業につきましては道の事業調整によるもので、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費、平成29年度医師養成確保修学資金貸付金の追加2件、平成27年度財務会計システム更新事業費の変更1件で、記載の期間及び限度額により債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、防災放送設備整備事業費の廃止1件、事業費及び国費等特定財源の確定に伴う起債額の変更12件で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、平成29年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ2億1,378万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億6,487万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、一般職給料、各種手当などの追加、国保情報データベース修正委託料、国民健康保険システム修正委託料、市町村事務処理標準システム導入負担金、市町村職員退職手当組合負担金の減額、2項徴税費1目賦課徴収費で、一般職給料、各種手当などの減額、合わせまして487万2,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費の減額、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の減額、4項出産育児諸費1目出産育児一時金、2目支払手数料の減額、合わせまして1億7,189万1,000円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金94万5,000円の減額でございます。

6款介護納付金は、1項介護納付金1目介護納付金128万5,000円の減額でございます。

7款共同事業拠出金は、1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして5,523万円の減額でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費1目保健衛生普及費で、器具購入費の減額、2目疾病予防費で、高齢者インフルエンザ等予防接種助成金の追加、2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費で、特定健康診査委託料の減額、合わせまして226万3,000円の減額でございます。

9款基金積立金は、1項基金積立金1目基金積立金で、富良野市国民健康保険事業保険給付基金利子積立金1,000円の追加でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金3目償還金で、療養給付費等負担金過年度精算返還金2,269万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

1款国民健康保険税は、1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税で、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分の減額、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の滞納繰越分の追加、2目退職被保険者等国民健康保険税で、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分の減額、差し引きいたしまして2,378万1,000円の減額でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金1目療養給付費等負担金現年度分、2目高額療養費共同事業負担金の減額、3目特定健康診査等負担金の追加、2項国庫補助金1目財政調整交付金、2目国民健康保険制度関係業務準備事

業費補助金の減額、合わせまして1億774万4,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は、1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金現年度分761万2,000円の減額でございます。

5款前期高齢者交付金は、1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金現年度分60万7,000円の追加でございます。

6款道支出金は、1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金の減額、2目特定健康診査等負担金の追加、2項道補助金1目財政調整交付金の減額、差し引きいたしまして3,150万8,000円の減額でございます。

7款共同事業交付金は、1項共同事業交付金1目共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金3,195万円の減額でございます。

8款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、富良野市国民健康保険事業保険給付基金利子1,000円の追加でございます。

9款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、職員給与等繰入金などの減額、2項基金繰入金1目給付基金繰入金で、富良野市国民健康保険事業保険給付基金繰入金の減額、合わせまして2,134万3,000円の減額でございます。

10款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金3,582万5,000円の追加でございます。

11款諸収入は、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金、2目退職被保険者等第三者納付金、3目一般被保険者返納金の追加、6目雑入で、収支不足補填分の減額、差し引きいたしまして2,628万1,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、平成29年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ456万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,991万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費の減額、2目居宅介護サービス計画給付費、3目施設介護サービス給付費の追加、2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費の追加、差し引きいたしまして243万5,000円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費700万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金1目介護給付費負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分1,770万円の追加でございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で、保険給付の実績による介護給付費交付金現年度分の減額、2目地域支援事業交付金で、地域支援事業の実績による地域支援事業交付金現年度分の追加、差し引きいたしまして1,484万8,000円の減額でございます。

5款道支出金は、1項道負担金1目介護給付費負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分171万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、平成29年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億854万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金で、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金の追加及び北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金の減額、差し引きいたしまして84万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款後期高齢者医療保険料は、1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料で、現年度分特別徴収保険料の減額及び現年度分普通徴収保険料の追加、差し引きいたしまして198万6,000円の追加でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金の追加及びその他一般会計繰入金の減額、差し引きいたしまして113万7,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、平成29年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,257万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

す。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款総務費は、1項施設管理費1目一般管理費で、平成29年度消費税の概算納付分63万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で63万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、平成29年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1億329万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,706万7,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費1目一般管理費で、公共下水道事業基金積立金の追加、3目管渠管理費で、燃料及び光熱水費の追加、執行残に伴う施設修繕料の減額、5目水処理センター管理費で、燃料及び光熱水費の追加、汚泥運搬委託料及び汚泥処理委託料の減額、2項下水道整備費2目処理場事業費で、入札執行残に伴う長寿命化対象機器実施設計委託料、富良野水処理センター長寿命化改築・更新工事費の減額、差し引きいたしまして1億329万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金1目公共下水道事業国庫補助金で、水の安全・安心基盤整備総合交付金5,729万円の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金669万5,000円の追加でございます。

8款市債は、1項市債1目下水道事業債で、公共下水道事業債5,270万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、事業費の確定に伴う下水道事業費で限度額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億386万5,000円にし

ようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費2目施設管理費で、燃料及び光熱水費の追加、執行残に伴う工業計器保守点検委託料の減額、2項簡易水道事業費1目簡易水道事業費で、事業費の確定に伴う動力計装機器更新工事実施設計委託料及び簡易水道量水器取替工事費の減額、差し引きいたしまして343万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

2款使用料及び手数料は、1項使用料1目水道使用料で、簡易水道料金140万円の減額でございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で413万6,000円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金260万1,000円の追加でございます。

6款市債は、1項市債1目衛生債で、事業費の確定に伴う簡易水道事業債50万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、事業費の確定に伴う簡易水道事業費で限度額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、平成29年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第3号は、収益的収入に140万3,000円を追加し、収入予定額を4億5,630万3,000円に、収益的支出から1,499万7,000円を減額し、支出予定額を4億1,576万3,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額1億9,470万円を1億9,431万3,000円に改め、資本的収入から1,513万1,000円を減額し、1億176万9,000円に、資本的支出から1,551万8,000円を減額し、2億9,608万2,000円にするものと、予算第6条に定めた企業債、配水管整備事業費の限度額7,880万円を7,190万円に改めるもの及び予算第7条に定めた職員給与費の経費4,833万円を4,289万4,000円に改めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用1目原水費で、工業計器保守点検委託料の減額、水源送水場等の動力費、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の追加、2

目配水及び給水費で、量水器取替に係る修繕費の減額、3目総係費で、職員給料、手当等給与費、会計システムデータ切出し委託料、会計システム機械借り上げに係る賃借料の減額、5目資産減耗費で、固定資産除却費の追加、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税の追加、差し引きいたしまして1,499万7,000円の減額でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

1款水道事業収益は、2項営業外収益3目長期前受金戻入140万3,000円の追加でございます。

戻りまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページの下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費1目施設整備費で、確定に伴う西8条2配水管移設工事ほか5工事の減額、3目量水器取替費で、確定に伴う量水器取りかえ工事の減額、合わせまして1,551万8,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で690万円の減額、2項負担金1目負担金で、配水管移設補償など823万1,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成30年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路維持補修委託事業の財源として5,000万円以内、市街地排水路整備事業の財源として2,500万円以内、除雪対策事業の財源として8,000万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内、市道橋長寿命化事業の財源として2,000万円以内、合計2億円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、平成30年度の事業費財源に充てるため、富良野市公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内容は、山部水処理センター管理運営事業の施設修繕財源として1,500万円以内、公共下水道ストックマネジメント事業の基本計画策定委託財源として1,080万円以内、雨水幹線非常用発電機等整備事業の器具購入費財源として495万5,000円以内を富良野市公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、平成29年度富良野市水道事業会計資本剰余金の処分について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度富良野市水道事業資本剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

処分内容は、補助金等をもって取得した非償却資産が滅失したことにより発生する損失について、補助金等を原資とする資本剰余金13万1,665円で埋めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、富良野市農業経営高度化促進事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、北海道営土地改良事業等を実施するに当たり、これまでは道と市が協調して行う農業競争力基盤強化特別対策事業、いわゆるパワーアップ事業を実施してまいりましたが、これに加え、今後は、事業完了後に、富良野市が事業主体となり、国の促進費を活用する農業経営高度化促進事業を実施し、受益者の負担軽減対策を行うもので、この場合における受益者の分担金徴収に関する規定を制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について、第2条は、徴収の対象となる者について、第3条は、分担金の額について、第4条は、徴収の時期及び方法について、第5条は、徴収の猶予及び減免について、第6条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第22号、富良野市部設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度をもって公設地方卸売市場事業を終了することから、経済部の事務分掌から卸売市場に関する事業を削除しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第23号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、非常勤の特別職として、報酬及び費用弁償を支給するその他附属機関の者及びその他の者のうち、事業の終了、委員会等の設置・廃止等に伴うものについて改正しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表の第14の項は、平成29年度をもって公設地方卸売市場事業を終了することから、公設地方卸売市場審議会

委員を削除しようとするもの及び富良野市空家等の適切な管理に関する条例第16条の規定により設置する空家等対策協議会の委員を追加しようとするものでございます。

別表の第15の項は、食に関するさまざまな商品等を生み出すつくり手の意識向上、市内事業所の育成及び商品の品質向上を図ることを目的に実施するメイドインフラノ認定事業について、商品が基準を満たすものであるか審査するため設置するメイドインフラノ認定審査会の委員を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第24号、富良野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務である場合に支給される特殊勤務手当の内容に即して、全体的に業務の見直しをしようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第2条は、特殊勤務手当の区分を記載しておりますが、14の区分を整理し、五つの区分に見直しをしようとするものでございます。別表は、区分に応じて支給範囲と支給額を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第25号、富良野市国民健康保険事業保険給付基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成30年4月1日より実施される国民健康保険の都道府県と市町村の共同運営に伴い、保険給付費については、全額、北海道から交付され、財源が確保されることから、これまで不足が生じた保険給付費のための財源措置であった基金の目的を、国民健康保険事業に不足額が生じた場合に基金を処分できるよう改めようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、基金の名称及び設置目的を改めようとするものでございます。第2条は、基金へ積み立てる内容を改めようとするものでございます。第6条は、基金の処分事由を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第26号、富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国

民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されることに伴い、住所地特例の適用を受けていた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることの規定の改正でございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第27号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成30年4月1日から国民健康保険が都道府県と市町村で共同運営となることに伴い、市町村の役割が変更となること及び国民健康保険法第11条で国民健康保険運営協議会が国民健康保険事業の運営に関する協議会へ変更となることから名称を規定しようとするもの及び北海道国民健康保険運営方針により葬祭費の支給額を全道統一の金額に改めようとするものでございます。

以下、その内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

目次及び第1章の章名の改正は、市が行う国民健康保険を市が行う国民健康保険の事務としようとするものでございます。第1条の2は、国民健康保険運営協議会の名称を規定するものでございます。第6条第1項は、葬祭費の支給金額を2万円から3万円にしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、施行日前に支給すべき事由が生じた葬祭費については、従前の例によるものとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第28号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、第6期介護保険事業運営期間が平成29年度で終了し、新たに平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業運営期間が始まることから、利用見込み等を勘案し、期間中の第1号被保険者の介護保険料改定及び規定の明確化を図るため、文言を整理しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条第1項は、事業運営期間、所得段階別の介護保険料の改正で、利用見込み等を勘案し、平均6.5%を引き上げようとするものでございます。第3条第2項、第4条第3項、第8条並びに第10条から第19条、附則第6条、第7条は、規定を明確化するための文言を整理しようとするものでございます。第6条及び第7条、第9条、附則第5条につきましては、還付加算金、延滞金等について、取り扱いを地方税法に準ずる取り扱いとすることか

ら、規定を削るものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第29号、富良野市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第5条による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、介護予防支援に関する関係条文の改正と用語の整理を行うものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条第4項は、指定介護予防支援事業者が連携に努める事業者として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を追加するものでございます。第5条は、内容及び手続の説明及び同意に関するもので、第2項は、指定介護予防支援提供の開始に当たり、利用者が指定介護予防支援事業者に複数の事業者等の紹介を求めることができることとするもの、また、第3項は、指定介護予防支援事業者は、あらかじめ、利用者または家族に対し、入院時には担当している職員の氏名等を入院先の病院等に伝える旨の規定の追加でございます。第31条は、介護予防支援の具体的取扱方針として、介護予防サービス計画作成には、利用者及びその家族の参加を基本とすること、また、担当職員は、医療サービスが必要と認める場合においては、関係する指定介護予防サービス事業者等からの情報を医師等へ提供するものとし、介護予防サービス計画を作成した際は、主治医師等へ交付しなければならないことの規定の追加でございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第30号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定地域密着型サービスに関する運営基準等を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

目次中、第3章の2の地域密着型通所介護は、構造体系をサービス種類別に見直すための章の移動と、障がい福祉制度におけるデイサービスの指定を受けた事業所で

あれば、共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を新たに追加するものでございます。

第1条及び第2条は、地域密着型サービス及び共生型地域密着型サービスの定義に関する改正でございます。第6条から第39条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進に関する改正でございます。第47条は、夜間対応型訪問介護のオペレーターに係る基準に関する改正でございます。第59条の2から第59条の38及び第10章は、構造体系の見直しに伴う地域密着型通所介護の章の移動と共生型地域密着型通所介護の基準に関する改正でございます。第65条は、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員に関する改正でございます。第113条及び第117条は、指定認知症対応型共同生活介護の共同生活住居の数を2までとする設備基準と、身体拘束等の適正化に伴う運営基準に関する改正でございます。第138条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の身体拘束等の適正化に関する改正でございます。第157条から第186条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の身体拘束等の適正化及び入所者の医療ニーズへの対応に関する改正でございます。第191条、第192条第2項、第194条から第202条は、指定看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準の緩和及びサテライト型事業所の創設に関する改正でございます。

附則中、第10条から第22条は、療養病床等から医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護へ転換する場合の特例に関する改正でございます。

また、第61条、第82条から第84条、第103条、第111条、第112条、第125条、第130条第4項及び第7項、第151条、第153条、第192条第3項、第193条、附則第6条第1項、別表第1は、介護医療院の創設に伴う文言整理による改正でございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第31号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第6条による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに関する運営

基準等を改めようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第5条及び第45条から第72条並びに第83条は、介護医療院の創設に伴う文言整理による改正でございます。第9条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しに関する改正でございます。第74条及び第78条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の共同生活住居の数を2までとする設備基準の見直しと、身体拘束等の適正化に伴う運営基準の見直しに関する改正でございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第32号、富良野市国営土地改良事業負担金等徴収条例及び富良野市北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成29年9月25日に土地改良法の一部を改正する法律が施行されたことなどに伴い、関係する条文を整理しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第1条は、富良野市国営土地改良事業負担金等徴収条例の改正で、法改正に伴い、同条例第3条及び第5条中の引用条文の変更などに伴い、引用条項及び文言の整理をしようとするものでございます。第2条は、富良野市北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例の改正で、第3条中の引用条項を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第33号、富良野市農村環境改善センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センターの入浴料金の上限額を改定しようとするものでございます。

富良野市農村環境改善センターの入浴料金は、平成14年度に500円、平成26年度から510円としております。この間、利用者の減少等により入浴事業における事業損失が恒常化している状況にあります。温泉入浴事業は、当センターの設置目的の一つである市民の福祉と健康増進を図るためには欠くことのできない事業であることから、効率的な経営のもとにおける適正な原価をもって、かつ適正な利潤を含む水準として算定される北海道の公衆浴場入浴料金統制額相当額に入湯税を加算した額に改め、事業を継続しようとするものでございます。

なお、小学生及び中学生の入浴料金は、現状維持とするものでございます。

条例の施行日は、公布の日から起算して30日を経過した日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第34号、富良野市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、国による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の第7次改正を受けて、市営住宅の家賃について、入居者が認知症者、知的障がい者、そのほか国土交通省令で定める者である場合について、当該入居者の家賃算定のために必要な収入の申告がないとき及び収入状況の報告に不応することが困難な場合において、政令で定めるところにより、当該入居者の毎月の家賃を定めることができるようにしようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第12条及び第13条は、引用条項の整理でございます。第14条は、収入申告の方法について引用部分を改め、第15条は、入居者に対する家賃を決定する場合について、第29条は、収入超過者（世帯の月収が15万8,000円を超える）に対する家賃を決定する場合について規定を追加しようとするものでございます。第31条、第34条、第37条から第38条は、第15条及び第29条の改正に伴う引用部分の追加と、政令の改正に伴う引用条項の改正をしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第35号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、住宅耐震改修工事のうち、建物全体を除却する解体工事における助成対象となる住宅の範囲を拡大しようとするものでございます。

昭和56年5月31日以前に建設した建物は、旧耐震基準で設計されているため、現行耐震基準に適合していない建物が多く存在しております。現行条例では、昭和56年5月31日以前に新築された建物を昭和56年6月1日以降に増改築等を行った場合は、法律で新耐震基準に適合させることが義務づけられていることから助成対象としておりません。しかしながら、一戸建て住宅のように小規模のものは、増改築等を行う際の確認申請時において、建物の強度を保つ構造計算を審査対象外としており、必ずしも耐震性が満たされた工事が行われているとは限らないことから、昭和56年5月31日以前に新築して着工していた住宅については、全て助成対象としようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第36号、富良野市公園条例の一部改正について御

説明申し上げます。

本件は、旧樹海東小学校の校庭の一部と、隣接する通称つつじ園及び通称西達布公園として利用されてきました富良野市字西達布5193番の土地を、富良野市公園条例第4条に規定するその他の公園に追加しようとするもので、当該敷地名を西達布公園と称し、別表第3に追加し、その他の公園として一体的に管理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、測量図を配付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第37号、富良野市企業振興促進基金条例の廃止について御説明申し上げます。

本件は、昭和63年に富良野市企業振興促進条例に基づく企業立地促進に必要な助成を行うための財源の確保を図ることを目的として基金条例を制定し、補助予算の財源確保を行ってきたところでありますが、基金残高の減少から、平成16年度以降、一般会計への繰り入れを行っていない状況でございます。また、今後、本基金を積み増しし、運用する見込みがないことから、平成29年度をもって基金を廃止しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第38号、建物の取得について御説明申し上げます。

本件は、フラノ・コンシェルジュ整備事業の事業実施主体でありますふらのまちづくり株式会社より、ふらの版DMOの集約拠点として使用するため、建物の2階フロアの一部を取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく不動産に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、建物の概要を関係資料として配付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（日里雅至君） 以上で、本件29件の提案説明を終わります。

日程第9 予算特別委員会設置

議長（日里雅至君） 日程第9、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第8号の平成30年度富良野市各会

計予算及びこれに関連する議案第17号、議案第18号、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第28号、以上14件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

散 会 宣 告

議長（日里雅至君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3月2日の議事日程につきましては、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時06分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 3月 1日

議 長 日 里 雅 至

署名議員 岡 本 俊

署名議員 水 間 健 太